

- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（同二三六）
- 確定給付企業年金法施行規則第五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同二三七）

三三

○確定給付企業年金法施行規則第四十条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同二三八）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同二三九）

三三

三三

○厚生労働省告示第百三十六号
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号)第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法(平成二十六年厚生労働省告示第九十五号)の一部を次の表のように改正し、令和二年十月三十日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

別表第一		改	正	後
(略)	(略)	令和二年度 (同年度の四月から六月までの期間に限る。)	年三十七・五七パーセント	年三十七・五七パーセント
(略)	(略)	令和二年度 (同年度の十月から十二月までの期間に限る。)	年二十七・六三パーセント	年二十七・六三パーセント

別表第一		改	正	前
(略)	(略)	令和二年度 (同年度の四月から六月までの期間に限る。)	年三十七・五七パーセント	年三十七・五七パーセント
(略)	(略)	(新設)	(新設)	

○厚生労働省告示第百三十七号
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率(平成十五年厚生労働省告示第九十九号)の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

改		正	後
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。			
一 令和二年度 年率〇・八一パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合(企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあっては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合(企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあっては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。)にあつては、当該加減して得た率)	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。	厚生労働大臣 田村 憲久 (傍線部分は改正部分)	
一 令和九年度 年率一・〇五パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、当該確定給付企業年金を実施する事業主が確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第六条第二項及び第三項の規定の例により同条第二項の当該労働組合又は同項の当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た場合(企業年金基金を設立して実施する確定給付企業年金にあっては、当該加減して得た率を予定利率とすることについて、当該企業年金基金の代議員会において議決した場合。次号において「労働組合等の同意を得た場合」という。)にあつては、当該加減して得た率)	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。		
二 令和三年度 年率〇・六三パーセント (当該年率に〇・五パーセント以内の率を加減して得た率を予定利率とすることについて、労働組合等の同意を得た場合にあつては、当該加減して得た率)	確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)第五十五条第一項第一号に規定する予定利率は、同号に規定する日の属する次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率とする。		

○厚生労働省告示第百三十八号
確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十一号)第四十三条第二項第一号の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則第四十二条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率(平成十四年厚生労働省告示第五十八号)の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)